

担当	教育総務課	場所	本庁舎 4 階	電話 (FAX)	43 - 1396 43 - 1218
----	-------	----	---------	-------------	------------------------

◇山鹿市奨学資金貸与制度

経済的な理由により修学が困難な方に対して奨学資金を貸与し、希望する教育を受ける機会を与え、将来、社会に貢献できる人材を育成することを目的とします。

【奨学生の要件】

高等学校、高等専門学校、大学、大学院又は専修学校（大学及び大学院にあっては海外の大学及び大学院を含み、専修学校にあっては高等課程又は専門課程に限る。）に在学又は入学することが確実と見込まれる場合で、それぞれ次の要件を必要とします。

- ① 山鹿市に居住する者の被扶養者であること。
- ② 経済的な理由により、修学が困難であると認められること。
- ③ 学業成績が優秀であること。又は学校長の推薦があること。
- ④ 日本学生支援機構その他の奨学資金の貸与等を受けていないこと。

【貸与の種類及び額】

（１）奨学金（毎月の貸与）

- ① 高等学校（高等専門学校第３学年までに在学する者を含む。）又は専修学校の高等課程に在学する者

国公立 月額 ２０，０００円以内

私 立 月額 ３０，０００円以内

- ② 大学（高等専門学校第４学年以上に在学する者を含む。）、大学院又は専修学校の専門課程に在学する者

国公立・私立 月額 ５０，０００円以内

（２）入学支度金（入学時の貸与）

４００，０００円以内

※奨学金と入学支度金は併用して貸与を受けることができます。

担当	教育総務課	場所	本庁舎 4 階	電話 (FAX)	43 - 1396 43 - 1218
【申請書類】 (1) 奨学金 ① 奨学生奨学金申請書（様式第 1 号） ② 在学する学校又は出身学校長の推薦書（様式第 2 号） ③ 入学通知書、合格通知書又は在学証明書 ④ 生計を同じくする世帯全員の住民票の写し ⑤ 生計を同じくする世帯全員の所得証明書 ⑥ 連帯保証人の所得証明書 ⑦ 口座振込依頼書 ⑧ 財産等の調査に関する同意書 (2) 入学支度金 ① 奨学生入学支度金申請書（様式第 1 号の 2） ② 入学通知書、合格通知書など学校に入学することを証明する書類 ③ (1) 奨学金の申請書類のうち、②、④、⑤、⑥、⑦、⑧の書類 【申請時期】 ① 奨学金 第 1 回：3 月 第 2 回：8 月 ② 入学支度金 1 月 【奨学生の選考及び決定】 奨学生選考委員会で選考を行い、教育委員会で決定されます。 【償還】 ① 奨学金は、最終学校卒業の月の 6 か月後から、貸与を受けた期間の 3 倍以内の期間に、一括、月賦、半年賦又は年賦のいずれかの方法により償還します。また、入学支度金と併せて貸与を受けた場合も同様の償還になります。 ② 入学支度金のための償還は、最終学校卒業の月の 6 か月後から支度金額を償還月額（月額 1 万円以上）で除した期間内に一括、月賦、半年賦又は年賦のいずれかの方法により償還します。					

担当	学校教育課	場所	市庁舎 4 階	電話 (FAX)	43-1638 43-1218
----	-------	----	---------	-------------	--------------------

◇就学援助制度について

1 就学援助制度の概要

経済的理由で就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、支援を行う制度です。

2 就学援助対象者（支援を受けられる方）

義務教育期間中の小学校又は中学校に在学している児童・生徒の保護者のうち、本市の住民基本台帳に記載している者又は山鹿市教育委員会が認める者で、下記（１）又は（２）のいずれかに該当する方が対象になります。

（１）要保護者

現在、生活保護法の「要保護者」に認定されて保護を受けている方。

（２）準要保護者

現在、生活保護法の「要保護者」に認定されてはいないが、教育委員会が、「要保護者」に準ずる程度に困窮していると認める方。

【準要保護児童生徒の認定要件について】

① 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者

- ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
- イ 地方税法に基づく個人の事業税の減免、市町村民税の非課税・減免又は固定資産税の減免
- ウ 国民年金法に基づく国民年金の保険料二分の一以上の免除
- エ 国民健康保険法に基づく保険料の減免又は徴収の猶予
- オ 児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給
- カ 生活福祉資金による貸付
- キ 「ア」から「カ」以外に就学援助が必要であると山鹿市教育委員会が認める者。

担当	学校教育課	場所	市庁舎 4 階	電話 (FAX)	43-1638 43-1218
3 補助対象品目 ・新入学児童生徒学用品費等 ・学用品費 ・通学用品費 ・修学旅行費 ・校外活動費 ・学校給食費					

担 当	生涯学習・ スポーツ課	場 所	市庁舎 4 階	電 話 (FAX)	43 - 1150 43 - 1218
-----	----------------	-----	---------	--------------	------------------------

◇社会教育施設整備費補助金

市内の各地区に設置される公民館（自治公民館）の整備経費に対する補助金です。

【補助対象事業】

- (1) 地域住民の拠出金により新築若しくは、全面改築又は一部改築するものであること。
- (2) 公民館として機能が果たせるような建物を購入するものであること。
- (3) 新築の場合、建築面積は 50 平方メートル以上、購入する場合は建築後 10 年以内の建物であること。
- (4) 当該年度中に完成するものであること。
- (5) 将来にわたり適切な管理が見込まれるものであること。
- (6) 国・県の補助事業及びこれに類する補助事業の対象となった区の事業については補助の対象にならない。
- (7) 建物を建築する場合は、土地の確保が出来ていること。

【補助対象経費】

- (1) 建物の建設又は一部改修は、その本工事及び附帯工事（電気、ガス又は給排水）に要する経費
- (2) 建物を取得する場合は、その購入経費



【補助金の額】

- (1) 建物を建築又は購入する場合 1 施設につき
補助対象経費の 2 分の 1 以内（1 万円未満切捨て）限度額 200 万円
- (2) 建物の一部改修の場合 補助対象経費の 2 分の 1 以内（1 万円未満切捨て）
限度額 100 万円

【整備計画について】

毎年 9 月から 10 月に自治公民館整備（改修）計画の調査を区長様あてに実施します。調査書提出時にヒアリング（聞き取り）、場合によって実地確認を行い、翌年度の予算に計上します。

【補助金の申請】

年度当初（4 月）に該当する区長(行政協力員)あてに事業計画承認の通知を行います。通知書受領後、補助金の申請を行っていただきます。

【補助事業の流れ】 ①～⑨までの手順で進めます。

山 鹿 市	補助事業実施地区
①事業実施について（通知） 4 月	②補助金交付申請書（様式第 1 号） ※申請者は区長 貼付書類 ・ 事業計画書（様式第 2 号） ・ 事業収支予算書（様式第 3 号） ・ 公民館の平面図及び改修箇所の写真 ・ 見積書（2 社以上）
③補助金交付決定通知書（様式第 4 号）	④事業着手届 （補助金交付決定通知書受領後に着手。事前着工は認めません。） 【写真管理】 ・ 公民館の全景写真（角度を変えて 2 枚） ・ 改修箇所の部分写真（改修箇所全て） ・ 施工中の写真（施工段階ごと） ・ 改修完了の写真（改修箇所全て）
⑥教育委員会から実地検査に伺います。 ※区長（工事によっては業者）の立会をお願いします。	⑤事業実績報告書（様式第 5 号） 貼付書類 ・ 事業実績書（様式第 2 号） ・ 事業収支決算書（様式第 3 号） ・ 施工写真

◇山鹿市青少年社会体育活動及び文化活動育成奨励金

青少年の健全育成とスポーツ及び文化振興を図ることを目的とした社会体育活動及び文化活動育成について、大会出場者に補助金制度から大会規模に応じた奨励金を交付する制度です。

【奨励金対象者】

下記の対象大会に出場する者（出場者枠に登録された者を含む）のうち市内に居住する中学生以下の方。

【対象大会】

- ・ 国の機関、公益財団法人日本スポーツ協会及び同協会に加盟する団体（以下「スポーツ協会等」）又は、スポーツ協会等が加盟する国際競技連盟（国際オリンピック委員会を含む。）が主催し、又は共催する社会体育活動に関するもの。
- ・ 国、地方公共団体その他これらに準ずる機関又は財団法人、社団法人、新聞社等が主催し、又は共催する文化活動に関するもの。

上記のうち、次のいずれかに該当するもの。

- (1) 予選会を経て出場する九州規模以上の大会
- (2) 推薦により出場する九州規模以上の大会
- (3) 九州規模以上の大会における表彰又は発表

但し、次の（ア）・（イ）・（ウ）は対象外です。

- （ア）親善、親睦及び交流を主な目的とするもの
- （イ）特定の団体（同一会派、同一流派等）のみで行われるもの
- （ウ）小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校における部活動に係るもの

【奨励金の額】

- | | |
|---------|------|
| 九州規模の大会 | 5 千円 |
| 全国規模の大会 | 1 万円 |
| 国際規模の大会 | 2 万円 |

【交付申請・実績報告について】

〈提出していただくもの〉

奨励対象者の保護者が、下記の書類を添えて対象大会の終了後30日を経過する日までに提出してください。

- (1) 山鹿市青少年社会体育活動及び文化活動育成奨励金交付申請書
- (2) 予選会の開催要項及び結果が分かる書類
- (3) 推薦書（必要な場合のみ）
- (4) 対象大会の開催要項及び出場者名簿
- (5) 対象大会の結果が分かる書類
- (6) 対象大会の記録写真（2～3枚）
- (7) 市長が必要と認める書類（必要な場合のみ）

担当	議会事務局	場所	市庁舎 5 階	電話 (FAX)	43-1634 42-8288
----	-------	----	---------	-------------	--------------------

◇本会議及び常任委員会の傍聴

市議会本会議（定例会・臨時会）と常任委員会（総務文教・市民福祉・建設経済・予算決算）は、いずれも原則公開としており、傍聴することができます。「市HP」でも、本会議での質疑・一般質問の様子をご覧いただけます。
会期日程は、「市HP」や「やまがメイト」でお知らせします。

【傍聴の手続きについて】

（１）本会議の場合

議場ロビーで傍聴受付をお済ませください。本会議の開始時間は午前 10 時です。（変更の場合は、やまがメイト等でお知らせします。）

- ①傍聴席の定員は 40 名です。
- ②定員を超えた場合は同じ階の会議室内モニターで視聴できます。
- ③所定の用紙に「住所・氏名・年齢」を記入し「受付箱」に投函してください。
- ④傍聴券を首にかけて傍聴席へお着きください。
- ⑤入退場は自由ですが静かにお願いします。

（２）常任委員会の場合

受付は議会事務局で行います。傍聴できない現地調査が実施されるときがありますので、傍聴を希望される方は、事前に議会事務局へお問い合わせください。なお、現地調査には同行できません。

- ①定員は先着 12 名です。
- ②傍聴前には必ず議会事務局で傍聴受付を済ませてください。
- ③「傍聴受付」の所定の用紙に「住所・氏名・年齢」を記入し議会事務局へ提出してください。
- ④傍聴券を首にかけて傍聴席へお着きください。

【傍聴にあたってのお願いとお断り】

- ① 必ず傍聴受付を済ませ傍聴券を受け取ってください。
- ② 本会議では議長、常任委員会では委員長の指示に従ってください。
- ③ 携帯電話はマナーモードもしくは電源をお切りください。
- ④ 写真撮影や録音等はできません。
- ⑤ 言論に対し、拍手等の方法により公然と可否を表明することは禁止されています。

担 当	消防本部 消防総務課	場 所	市消防本部 2 階	電 話 (FAX)	43-1193 43-5100
-----	---------------	-----	-----------	--------------	--------------------

◇消防施設整備補助金

地域消防力の強化を図るため、消防施設を整備（新設・修繕・撤去）する自治会に対して補助金を交付します。

補助対象となる施設は、防火水槽、警鐘台、ホース干し、格納庫などの整備で、将来にわたり当該自治会において適切な管理が見込まれる施設です。

区分	補助率等	補助限度額	備考
防火水槽の新設	1 / 2	3 0 万円	貯水容量 20 m ³ まで
防火水槽の修理 又は撤去	5 万円までは全額 5 万円を超える場合は 1 / 2	1 0 万円	自治会が設置したものに 限る
防火水槽フェンスの設 置又は修理	1 / 2	1 0 万円	自治会が設置したも のに限る
火の見櫓、警鐘台等の 新設、修理又は撤去	1 / 2	1 5 万円	
ホース干しの新設、修 理又は撤去	1 / 2	1 5 万円	
格納施設の新設	1 / 2	5 0 万円	
格納施設の修理又は撤 去	1 / 2	1 5 万円	
消火用送水管施設の設 置	5 万円までは全額 5 万円を超える場合は 1 / 2	1 0 万円	放口水圧 4kg / cm ² (0.4MPa) 以上

【令和 6 年度補助金交付申請について】

補助金の交付を受けようとする自治会は、下記期限までに補助金交付申請書を提出してください。

- ・第 1 回受付 令和 6 年 7 月 1 9 日（金）まで
- ・第 2 回受付 令和 6 年 9 月 2 0 日（金）まで
- ・第 3 回受付 令和 7 年 1 月 1 7 日（金）まで